新型コロナウイルス感染症拡大に伴う 県税の特例措置について

令和2年3月12日 愛媛県

県では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、次のとおり県税の申告等の 期限を延長することとしましたので、お知らせします。

また、今後新型コロナウイルス感染症拡大の影響により決算が確定できない場合等の 法人県民税・事業税の申告納付期限の延長申請や県税を一時に納付することが困難な場 合の納税の猶予制度もありますので併せてご案内します。

1 個人県民税、個人事業税の申告期限等の延長について

国税庁において新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、所得税等の申告期限・納付期限を令和2年4月16日(木)まで延長したことを受け、県では、次に掲げる申告・申請期限を同日まで延長することとしました。

個人県民税の申告期限

個人事業税の申告期限

個人事業税の課税免除及び 不均一課税の申請期限 令和2年3月16日(月)から令和2年4月16日(木)まで延長

2 法人県民税・事業税の申告納付期限について

法人県民税・事業税 (特別法人事業税・地方法人特別税含む。) においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により決算が確定しないなど、期限までに申告納付することができないときは、所轄の地方局等に申請することにより、その期限が延長される場合があります。

※eLTAX(エルタックス)の利用について

法人県民税・事業税(特別法人事業税・地方法人特別税含む。)に係る申告及び納付の際には、自宅やオフィスから利用できる e LTAX(電子申告・電子納税)が便利です。積極的なご利用をお願いします。

※詳しくは、地方税ポータルシステム (eLTAX) のホームページをご覧ください。

3 納税の猶予について

今後、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある場合や事業を廃止、又は休止した場合などで、県税を一時に納付することができないときは、所轄の地方局(支局)に申請することにより、1年以内の期限に限り、納税の猶予が認められる場合があります。

※詳しくは、猶予制度のチラシをご覧ください。

ご不明な点や詳細につきましては、最寄りの地方局にお問い合わせください。

東予地方局税務管理課・課税課 (代 表) 0897-56-1300 東予地方局今治支局税務室 (代 表) 0898-23-2500 中予地方局税務管理課・課税課 (代 表) 089-941-1111 (税務管理課) 089-909-8752 ・ (課 税 課) 089-909-8754 南予地方局税務課 (代 表) 0895-22-5211

南予地方局八幡浜支局税務室 (代 表) 0894-22-4111